

群馬大学東日本大震災罹災学生に係る入学料及び授業料の免除に関する
特別措置要項

平成 23. 4. 27 制 定
改正 令和 6. 4. 24

(趣 旨)

第 1 この要項は、東日本大震災（以下「震災」という。）により罹災した学生への支援のため、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。）に定める入学料及び授業料の免除の取扱いに関し、特別の措置を定める。

(入学料免除の対象)

第 2 入学料免除の対象は、震災により罹災したことに伴う経済的理由によって入学料の納入が著しく困難であると学長が認定した学生とする。

(入学料免除の額)

第 3 入学料免除の額は、規程第 5 条の規定にかかわらず、原則として全額とする。

(入学料免除の許可)

第 4 入学料免除の許可は、規程第 20 条の規定にかかわらず、役員会の議に基づき、学長が行う。

(入学料免除不許可の場合の入学料納入期限)

第 5 入学料免除を不許可とされた場合は、規程第 8 条の規定にかかわらず、当該年度の 9 月 30 日までに入学料を納入しなければならない。

(授業料免除の対象)

第 6 授業料免除の対象は、震災により罹災したことに伴う経済的理由によって授業料の納入が著しく困難であると学長が認定した学生とする。

(授業料免除の額)

第 7 授業料免除の額は、規程第 11 条の規定にかかわらず、原則として授業料の年額とする。

(授業料免除の許可)

第 8 授業料免除の許可は、規程第 20 条の規定にかかわらず、役員会の議に基づき、学長が年度ごとに行う。

(授業料免除の取消)

第 9 授業料免除を受けている学生について不正事実が判明した場合は、役員会の議に基づき、当該授業料免除の許可を学長が取り消すものとする。

(授業料免除不許可の場合の授業料納入期限)

第 10 授業料免除を不許可とされた場合は、前期分については当該年度の 9 月 30 日までに、後期分については当該年度の 3 月 10 日までに授業料を納入しなければならない。

(要項の改廃)

第 11 この要項の改廃は、役員会の議に基づき、学長が行う。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。